

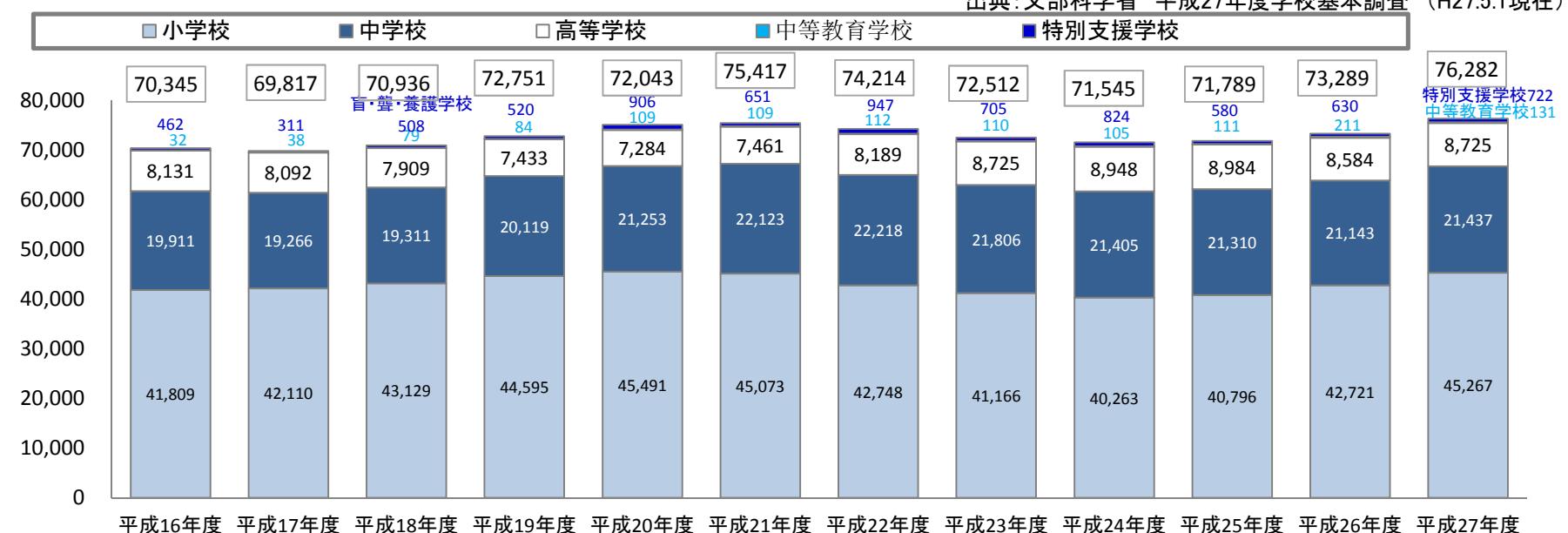
参考資料

外国人児童生徒等に対する教育支援に関する基礎資料

学校に在籍する外国人児童生徒数

公立学校に在籍する外国人児童生徒数は、近年約7万人で推移

【 公立学校に在籍している外国人児童生徒数 】



出典:文部科学省 平成27年度学校基本調査 (H27.5.1現在)

【 国公私立学校に在籍する外国人児童生徒数 】

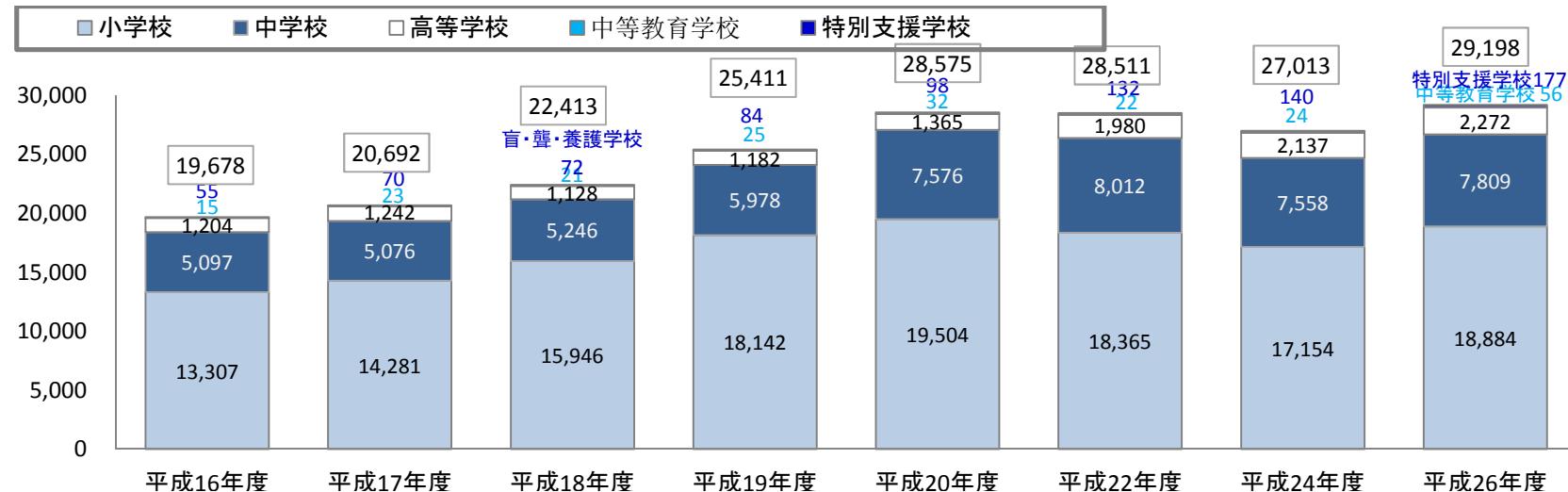
出典:文部科学省 平成27年度学校基本調査 (H27.5.1現在)

		計	国立	公立	私立
小学校		45,721	39	45,267	415
中学校		22,281	47	21,437	797
高等学校		12,979	30	8,725	4,224
中等教育学校	前期	106	8	73	25
	後期	78	9	58	11
特別支援学校	小学部	276	1	275	0
	中学部	142	1	141	0
	高等部	316	8	306	2
合計		81,899	143	76,282	5,474

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数

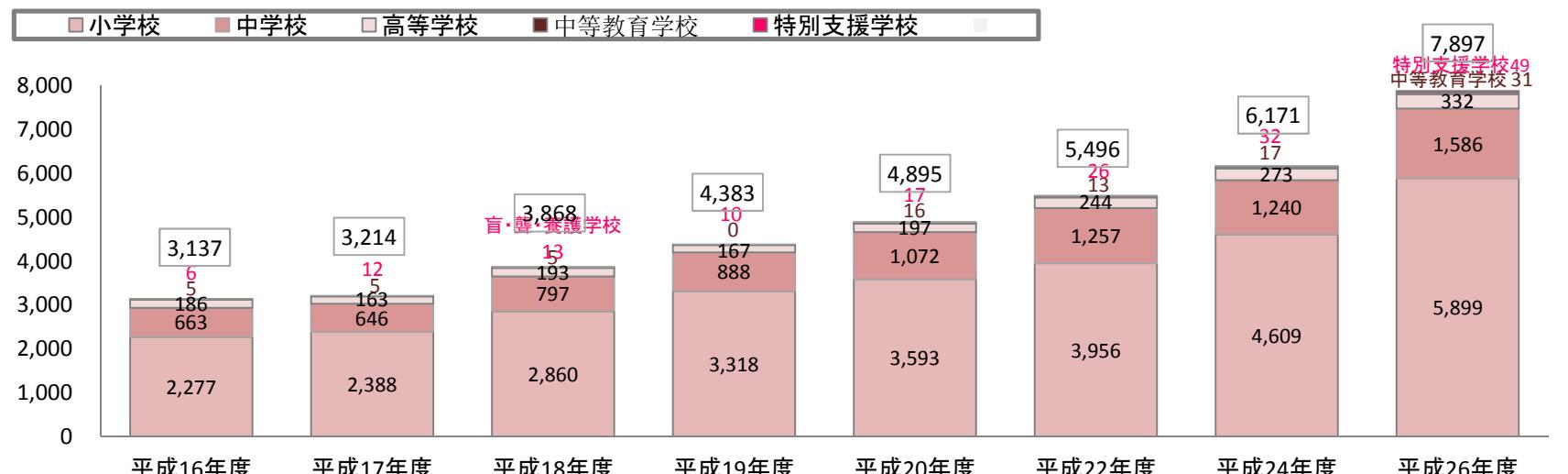
① 公立学校に在籍する外国人児童生徒の4割が日本語指導を必要としており、増加傾向

【 公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数 】 出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成26年度)」



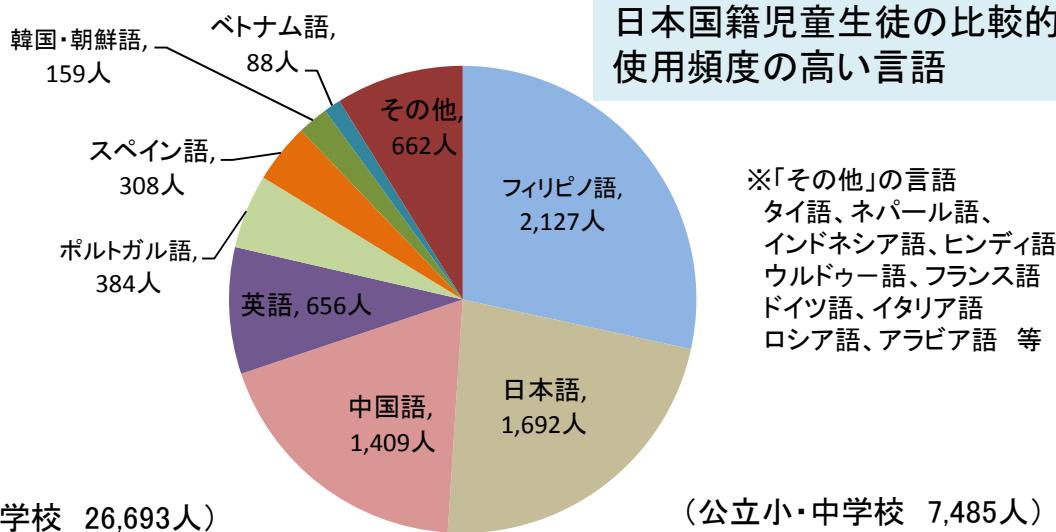
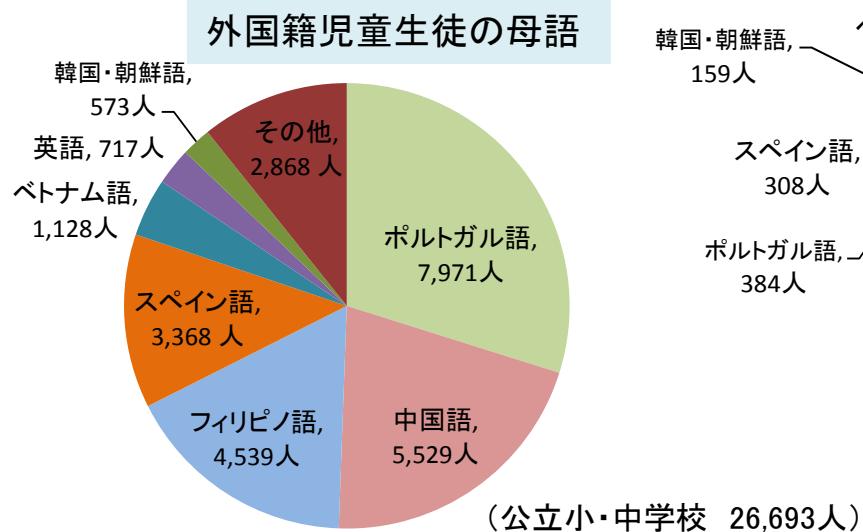
② 日本国籍の日本語指導が必要な児童生徒が近年急増している

【 公立学校に在籍する日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数 】

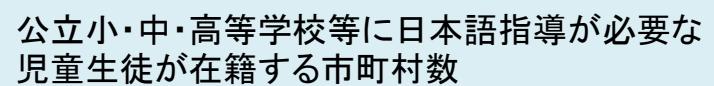
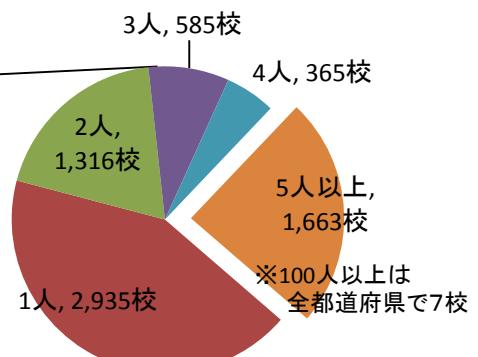
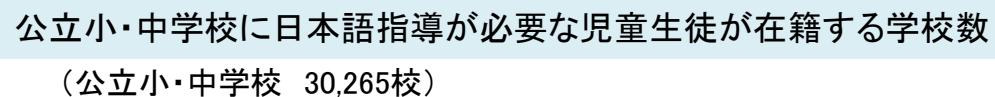


帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

① 日本語指導が必要な児童生徒が多様化している



② 日本語指導が必要な児童生徒には集住化・散在化の傾向がみられる



「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成26年度)の結果」

帰国児童生徒数の動向

帰国児童生徒数は近年1万1,000人程で推移

【国・公・私立学校に在籍する帰国児童生徒数】



【参考】

○平成26年5月1日時点における、日本語指導が必要な
帰国児童生徒数は1,535人

出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に
関する調査」(H26)

平成26年度間

		国立	公立	私立	計
小学校		1 5 4	6, 4 2 4	2 8 4	6, 8 6 2
中学校		1 1 5	1, 8 1 6	7 3 2	2, 6 6 3
高等学校		3 5	6 4 1	1, 3 7 4	2, 0 5 0
中等教育 学校	前期	3 5	2 4	2 5	8 4
	後期	2 4	1 2	1 3	4 9
合計		3 6 3	8, 9 1 7	2, 4 2 8	1 1, 7 0 8

出典:文部科学省「学校基本調査(平成27年度)」⁴

外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）

（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。

(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄）

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

文部科学省における帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策について 1

○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置

学級数等から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、外国人児童生徒の日本語指導を行う教員を配置するための加配定数を措置。

平成27年度予算額:児童生徒支援加配 8, 582人の内数



○帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業

(平成27年度予算額:211百万円、平成28年度概算要求額:290百万円)

(1)公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業 [平成27年度実施自治体数53]

帰国・外国人児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う受け入れ促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する。

(2)定住外国人の子供の就学促進事業(新規) [平成27年度実施自治体数10]

不就学になっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体の取組を支援する。

○日本語指導者等に対する研修の実施

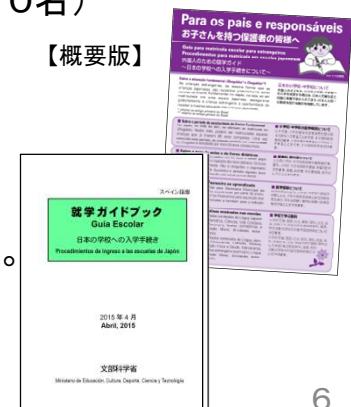
独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。

(年1回、4日間、定員110名)

○就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成26年度改訂)。教育委員会・在外公館等に配布したほか、不就学となっている外国人の子どもの就学をより一層促進するため、法務省地方入国管理局において、「就学ガイドブック」概要版を配布。文部科学省ホームページにも掲載している。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm



文部科学省における帰国・外国人児童生徒等に対する支援策について 2

○日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施

有識者会議の意見を踏まえ、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26年1月14日に公布、4月1日より施行。

○外国人児童生徒の総合的な学習支援事業(平成22～24年度)

『外国人児童生徒受入れの手引き』

～外国人児童生徒の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン～

1

H23.3 配付

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

情報検索サイト「かすたねっと」

～教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト～

2

H23.3 開設

サイト リンク →www.castanet.jp/

『外国人児童生徒のためのJSL対話型 アセスメント～DLA～』

～日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの～

3

H26.3 配付

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

『外国人児童生徒教育研修マニュアル』

～教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの～

4

H26.3 配付

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

研修プログラム検索サイト →http://crie.u-gakugei.ac.jp/jsl_search2/

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

平成28年度概算要求額:290百万円(前年度予算額:211百万円)

本事業は、実施主体(都道府県・指定都市・中核市等)の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

I 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業

補助対象：都道府県・指定都市・中核市

支援対象：公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等

現 状

- ・日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の多様化
- ・初等中等段階からのグローバル人材の育成

課 題

- ・進路を見通した、個の実態に応じた日本語指導等
- ・少数在籍校や散在地域の受入れ・支援体制整備

事業実施項目(地域の実情に応じて組み合わせる)

日本語指導の充実

- (必須)*「日本語能力測定方法」の活用による児童生徒の日本語能力の把握
- (必須)*「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- 日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施
- 日本語指導のための教材の作成 ※但し、都道府県は*を必須項目としない

就学機会の確保

- 就学相談窓口の設置
- 就学ガイダンスの開催
- 就学状況の調査
- 関係機関と連携した就学案内(パンフレット等の作成・配付)

公立学校への円滑な受入れ

- 初期適応指導教室(プレクラス)の実施
- 日本語指導ができる支援員の派遣
- 児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

指導・支援体制の整備

- センター校の設置、巡回指導の実施
- 学校種間連携モデル地域の設置
- 地域連携のための協議会の開催
- 少数在籍校又は散在地域の指導・支援体制の充実(コーディネーター配置等)

学力保障・進路指導

- 高校や大学、ハローワーク、企業等との連携による進路ガイダンスの開催
- 進路相談の充実(相談員の派遣等)
- 教科補習のための支援員の派遣

* * 各地域の取組の実践交流 * *

担当指導主事等連絡協議会の開催、情報検索サイト「かすたねっと」への資料掲載 等

↓
公立学校における帰国・外国人児童生徒等の受入体制・支援体制づくりの推進

II 定住外国人の子供の就学促進事業 [H27~]

補助対象：都道府県・市区町村(教育委員会・首長部局)

支援対象：不就学の外国人の子供

現 状

- ・外国人集住地域やその他の地域において、不就学の定住外国人の子供が存在
- ・定住外国人の子供の不就学問題は、地域、生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景を有する

課 題

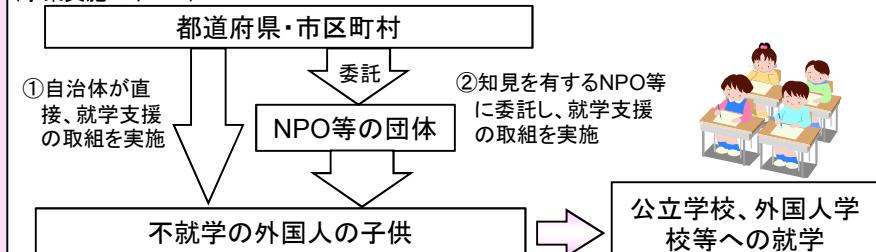
- ・学校への受入れに至らない子供に対する、地域の実情に応じた支援体制整備
- ・子供が適切な就学先を選択するためのコーディネートの実施

等

事業内容

- 目的：不就学となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助
 - ・学校とのコーディネートを通じた就学の促進
- 取組(例)：
 - ・就学に必要な日本語指導、教科指導、母語指導等
 - ・日本の生活・文化に適応するための地域社会との交流 等

(事業実施スキーム)



(参考)

- 「日系定住外国人施策の推進について」(平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議)
「日系定住外国人施策の基本的な考え方」において示されている「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする」ことを、継続して、日系定住外国人施策の基本的な考え方とする。(中略)このための施策を国の責任として講じていくこととし、地方自治体と連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進することとする。この場合、NPOなどの支援団体とも連携を図ることが重要である。

- 「多文化共生社会の推進に関する提言」(平成26年8月 多文化共生推進協議会)

外国人住民の多国籍化や散在化といった地域課題に対応し、自治体やNPOとの連携も視野に入れた、持続可能な新たな仕組みを検討し、円滑な就学への支援事業を実施すること。

8

↓
学校外における不就学の外国人の子供の就学支援体制の整備

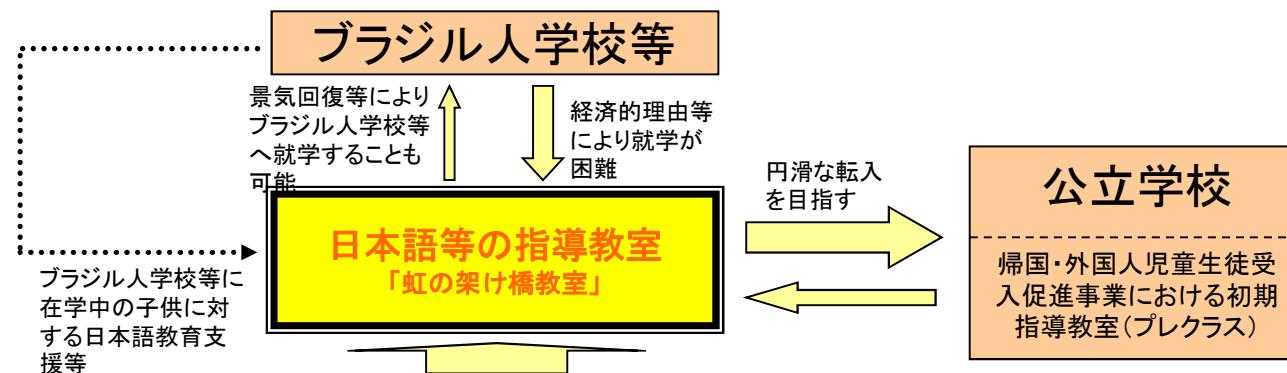
定住外国人の子供の就学支援事業（「虹の架け橋教室」）[H21～H26]

概要

平成21年度補正予算額:約37億円

- 多くの日系人労働者がリーマンショック後の景気後退により失職し、その子供たちも、不就学・自宅待機となる例が見られたことを受け、公立学校等への円滑な転入が図られるよう、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場を提供。平成26年度は全国22教室で実施。
- 平成21年度補正予算により、国際移住機関(IOM)に基金を設置して実施。当初、平成21～23年度の3年間の予定であったが、その後の厳しい経済情勢に鑑み、効率化を図りつつ平成26年度まで延長。
- 平成21年度から26年度までの6年間で、8,751名が教室に通い、4,333名が公立学校やブラジル人学校等に就学。

外国人の子供のための日本語指導等の実施



○役割：不就学・自宅待機となっている外国人の子供を対象に日本語指導等を実施（ブラジル人学校等に在籍する子供も受け入れ可能）。

○対象・期間：義務教育段階の子供等を、原則6ヶ月程度教室に受け入れ。

○場所：外国人集住都市等において実施。

○内容：

- ・日本語指導等を行う教員

　　日本語指導や教科指導

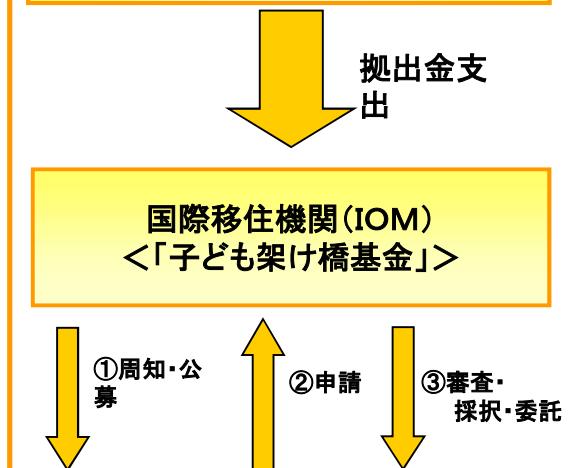
- ・バイリンガル指導員

　　母語指導と教科指導の補助

- ・コーディネーター等

　　子供の公立学校への受け入れ促進、地域社会との交流の促進 等

文部科学省



外国人児童生徒等に対する日本語指導 指導者養成研修 独立法人教員研修センター

○研修内容 (平成27年度)

		形態等	内 容
共通		施策説明	外国人児童生徒等に対する文部科学省の施策について
		講義1	外国人児童生徒教育の現状と課題
		班別演習1	情報交換による課題の共有
		講義2	学校における日本語教育プログラム～個別の指導計画を立てるために～
		講義3	外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA～日本語能力の評価の在り方～
コース 管理者用		講義4	『特別の教育課程』を踏まえた指導・支援体制づくり
		事例協議1	～指導・支援体制において連携と協働～外国人児童生徒教育の先進的な取組
		班別演習2	外国人児童生徒等の受入れ体制における課題解決策の検討
日本語指導者用コース	共通	事例協議2	日本語指導が必要な外国人児童生徒等への支援の実際
		班別演習3	日本語能力測定方法の演習(実践報告も含む)
	日本語初期指導コース	講義	日本語初期指導段階の日本語プログラムと授業づくり
		演習	日本語初期指導の活動計画の実践
	中期・後期指導コース	講義	日本語中期・後期指導段階の日本語プログラムと授業づくり
		演習	日本語中期・後期指導(主に読む力、書く力を高める指導)の実践
	教科指導実践コース	講義	JSLカリキュラムの授業づくり
		演習	JSLカリキュラムの実践
	共通	全体発表・協議	日本語指導の実践～全体発表・協議～
		講義5	外国人児童生徒教育を推進するリーダーとして～研究成果の活用に向けて～

○受講者数 推移一覧表

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
管理者用コース	40	49	38	44	45
日本語指導者用コース	70	70	70	65	76
年度合計	110	119	108	109	121

【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ①指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者：日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）及び指導補助者
- ④授業時数：年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施：計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

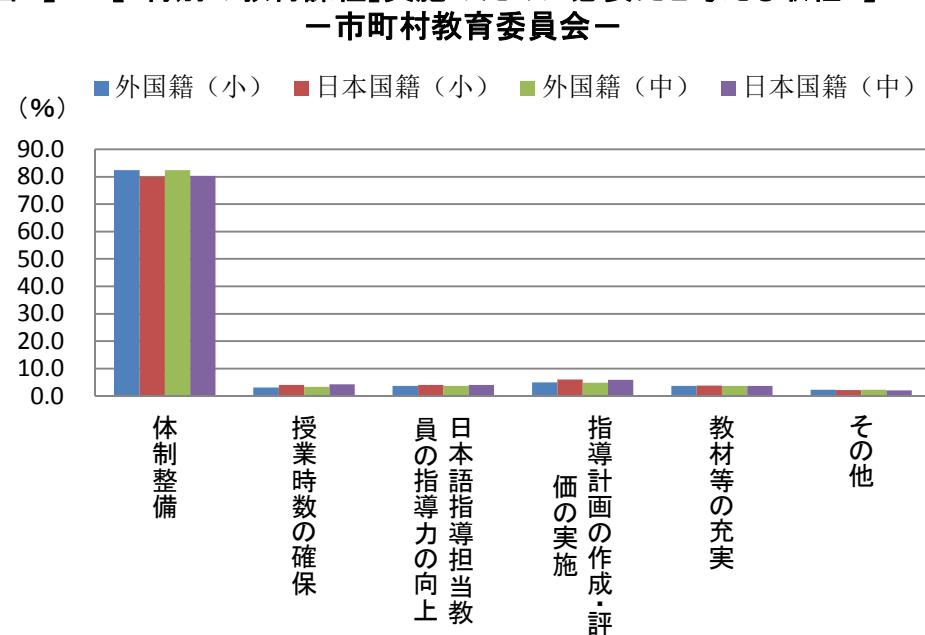
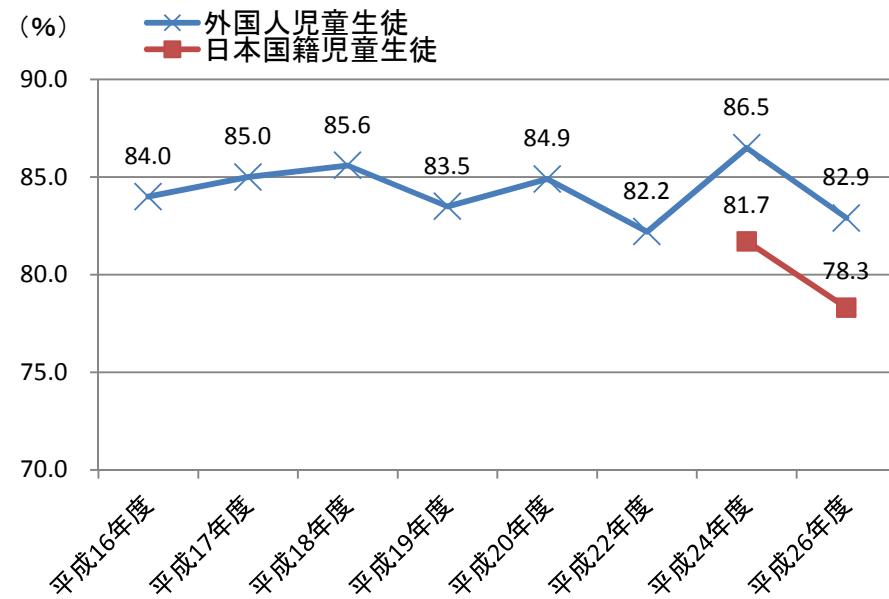
国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援
・課外での指導・支援 等

「特別の教育課程」による日本語指導の実施状況等

【日本語指導が必要な児童生徒のうち日本語指導を受けている者の割合】 【「特別の教育課程」実施のために必要だと考える取組】



【上記児童生徒のうち「特別の教育課程」による日本語指導を受けている者の割合（平成26年5月1日現在）】

学校種	外国人児童生徒		日本国籍の児童生徒	
	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒数割合	26. 7%	22. 9%	20. 9%	18. 9%
実施学校数	650校／3,185校	291校／1,536校	339校／1,692校	109校／558校

※中等教育学校と特別支援学校については、義務教育段階の内訳を調査していないため、小学校・中学校分のみ示している。



[サイトトップ](#) | [このサイトについて](#) | [利用規約](#)

このサイトは、文部科学省
初等中等教育局国際教育
課が運営しています。



お知らせ

- 教材検索のカテゴリーに
「利用対象者」を追加し
ました。指導者用資料を
検索することができます。
(2014.1.10更新)

「かすたねっと」は外国につながりのある
児童・生徒の学習を支援する
情報検索サイトです



[教材検索](#)

ウェブで公開されている
多言語教材を探す

[文書検索](#)

ウェブで公開されている
多言語学校関係文書を
探す

関連サイト

海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページCLARINET
(文部科学省)



海外子女教育、帰国・外国人児童
生徒教育等に関するホームページ

全国で公開されている多言語の学校関係用語検索(多言語・学校プロジェクト)

[多言語の学校関係
用語検索](#)

外国人児童生徒の総合的な学習支援のために～外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント



Dialogic Language Assessment For Japanese as a Second Language

DLAのねらい

主に、日本語による日常会話はできるが、教科学習に困難を感じている児童生徒を対象としています。

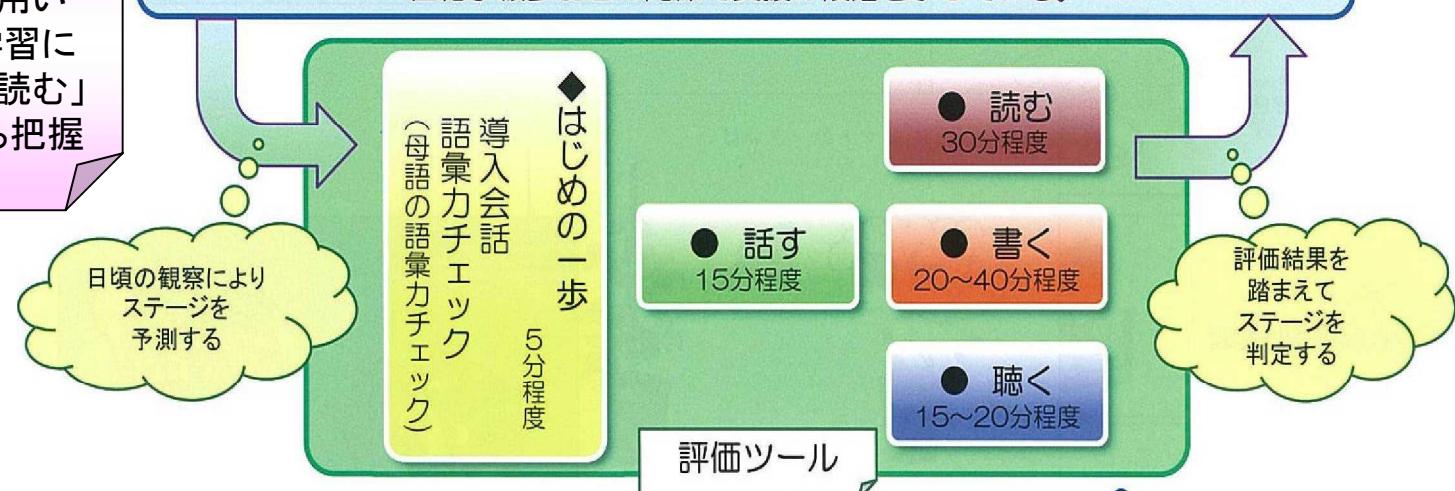
子どもたちの言語能力を把握し、どのような学習支援が必要であるかを検討する際の参考となる情報を得ます。

DLAの特徴

一番早く伸びる会話力を用いて、一対一の対話で教科学習に必要な言語能力を「話す」「読む」「書く」「聴く」の4つの面から把握します。

JSL評価参照枠

日本語能力の発達段階を6つのステージに分けて、総合的・多面的に記述したもの。
在籍学級参加との関係で支援の段階を示している。



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

DLA

検索

学校教育におけるJSLカリキュラム①

日本語を母語としない子どものための学習支援(小学校編)

概 要

Japanese as a second language (第2言語としての日本語)

ねらい

日常的な会話はある程度できるが、学習活動への参加が難しい子どもたちに
対し、学習活動に日本語で参加するための力(=「学ぶ力」)の育成を目指す。

特 色

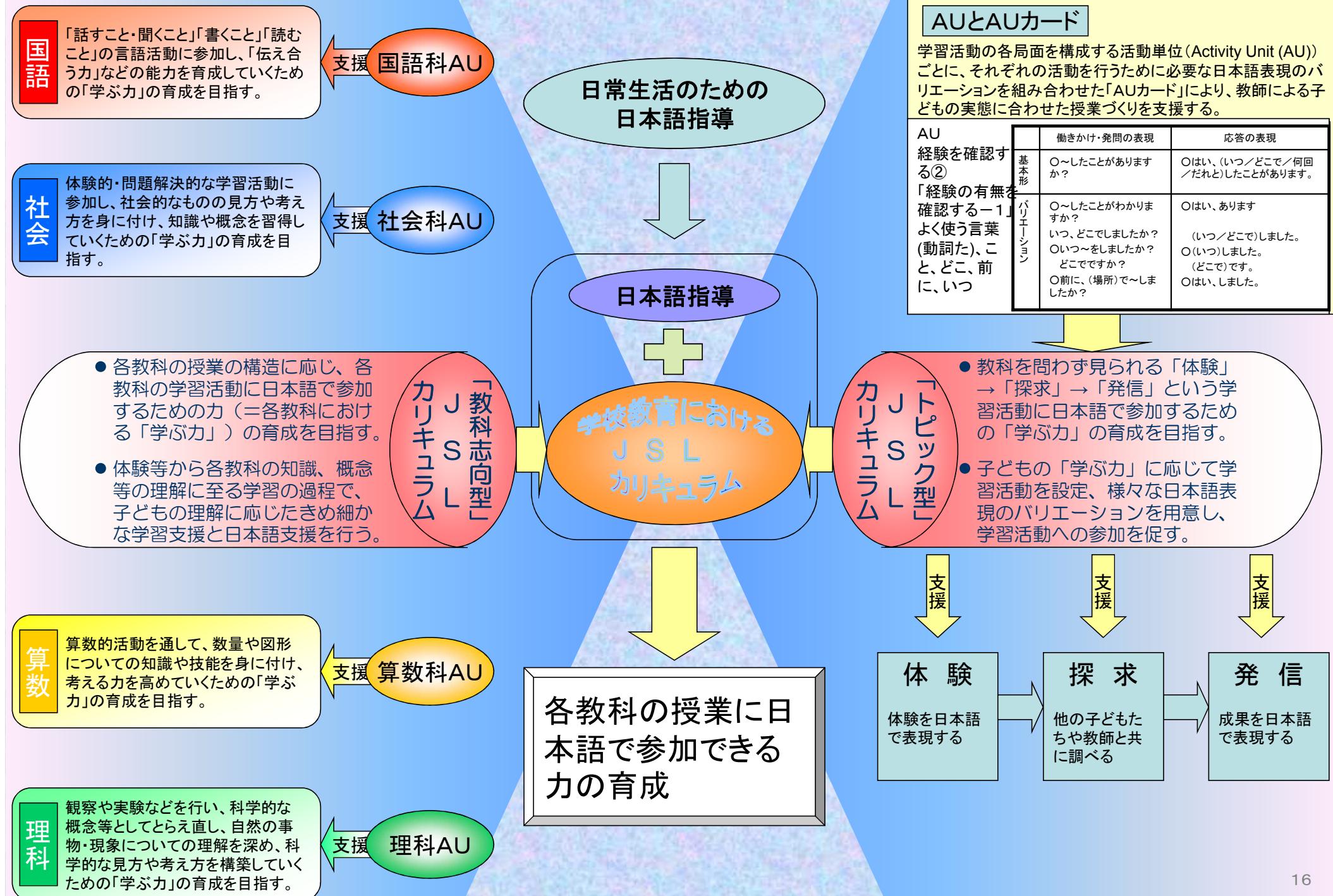
- 日本語指導と教科指導とを統合。
- 学習項目を固定した順序で配置するのではなく、生活背景、学習歴、日本語の
力、発達段階などの多様な子どもたちの実態に応じて、教師自身が柔軟にカリ
キュラムを組み立てることを支援。
- 子どもたちの理解を促すよう、直接体験等に基づいた学習を重視。
- 子どもたちが理解しやすい日本語を使い、表現を工夫。

方 法

- 直接体験などの活動への参加を通して、日本語による「学ぶ力」を育成。
- 子どもたちの「学ぶ力」に応じて参加可能な学習活動を設定し、活動に応じた様
々な日本語表現のバリエーションを用意し、理解可能な日本語表現を工夫する
ことにより、子どもたちの学習活動への参加とその理解を促進。
- 実践事例や教材、ワークシートなどに関する情報を共有するサポートシステム
を構想し、授業に役立つ様々な工夫を支援。

学校教育におけるJSLカリキュラムの概要

(小学校編)



学校教育におけるJSLカリキュラム②

日本語を母語としない子どものための学習支援(中学校編)

Japanese as a second language (第2言語としての日本語)

JSL(Japanese as a second language)カリキュラムは、日本語の力が不十分なため、日常の学習活動についていけない外国籍の(日本語を第二言語とする)生徒の授業に参加するための日本語の力と学ぶ力(「日本語で学ぶ力」)を育成することを目的としたモデル・カリキュラム。

JSLカリキュラムの特徴

各教科(国語科、社会科、数学科、理科、英語科)で習得すべき基礎基本を設定し、しかも、通常の授業よりもきめ細かな指導ができるよう、多様な学習支援と日本語支援のアイデアを盛り込んでいる。

①JSLを学ぶ生徒に合わせた学習項目、学習単元の一覧を明記

②すぐ、授業実践ができるよう、多様な指導案とワークシートを提示

③よく使う学習用語を生徒の母語(7言語)に翻訳した対訳表を添付

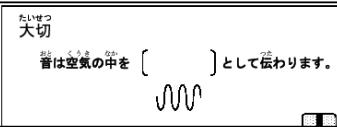
3 学習単元一覧
① 地理的分野
1) 社会科「地理的分野」学習単元一覧

学習単元	具体的な学習内容
○地球儀と世界地図	○緯度と経度 ① 緯線と経線 ② 本初子午線 ③ 赤道 ④ 時差
	○大陸と海洋の分布 ① 6大陸 ② 3大洋 ③ 北半球と南半球
○世界の地域区分と国々の位置・名称	○ユーラシア大陸 ① 東アジア ② 東南アジア ③ 南アジア ④ 西アジア ⑤ 中央アジア

音の大きさや高さ 第2時

Step 5 コンピュータで音の波形を確かめよう

1 音の伝わり方をまとめておきましょう。



2 コンピュータの画面を見ながら音を開きましょう。

そして、あてはまる方に○をつけましょう。

①音が大きくなると、波の山の高さが(高く・低く)なる。

数量・関数領域(五十音順)

用語	よみかた	ポルトガル語
1 値	あたい	valor
2 余り(余る)	あまり(あまる)	resto
3 暗算	あんざん	cálculo mental
4 以下	いか	abaixo de
5 移項	いこう	transposição
6 以上	いじょう	acima de
7 1次	いちじ	primeiro grau
8 1次関数	いちじかんすう	função de primeiro grau (funcão linear)
9 1次式	いちじしき	fórmula de primeiro grau
10 1次の項	いちじのこう	valor de primeiro grau

帰国・外国人児童生徒教育の充実及び教員の資質向上



各教科で多様な支援

国語科

- ・多様な文章ジャンルを取り上げ、生徒の話す力、聞く力、書く力、読む力を伸ばす指導法を提示
- ・生徒の言語習得の力を促すため、毎日の「帯単元」で取り扱う学習活動のヒントを紹介

社会科

- ・学習する内容を重点化
- ・地図・図表・写真を用いて、生徒自身が体験できるような操作的な活動を重視した授業例を提示
- ・生徒の母国の事例など、生徒の経験や知識を活かす活動を提案

数学科

- ・生徒がまだ学習していなかったり、十分に理解できていない事項を速習できる指導例（「速習サンプル」）を提示
- ・生徒が数学の授業につまづく原因の具体的な事例及びその支援策について提示

理科

- ・学んでおきたい「基本概念」「基本技能」を精選して配置した「JSL理科カリキュラムマップ」を提示
- ・単元ごとに学習目標を設定し、生徒がその目標に達成したかどうか確認するための質問・回答例を示した「単元シート」を用意
- ・具体物やイラストを活用した「授業案・ワークシート」を例示

英語科

- ・具体物や絵、さらには日常生活で使う用語を用いた授業の導入例を提示
- ・オーラルワークを中心に英語の運用能力を身につけられる指導案を紹介

事例集積・紹介
研修 等

高等学校における受入れ

公立高等学校の入学者選抜における、**帰国生徒の特別定員枠の設定**

→16都道府県で設定

(北海道、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、富山、山梨、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、奈良、岡山、広島)

公立高等学校の入学者選抜における、**外国人生徒の特別定員枠の設定**

→12都道府県で設定

(北海道、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、山梨、岐阜、愛知、三重、大阪、奈良)

参考：文部科学省「平成27年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」

高等学校における保護者の転勤以外の事情により海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大等について(通知)

平成25年5月20日付け25文科初第243号

1. 海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大

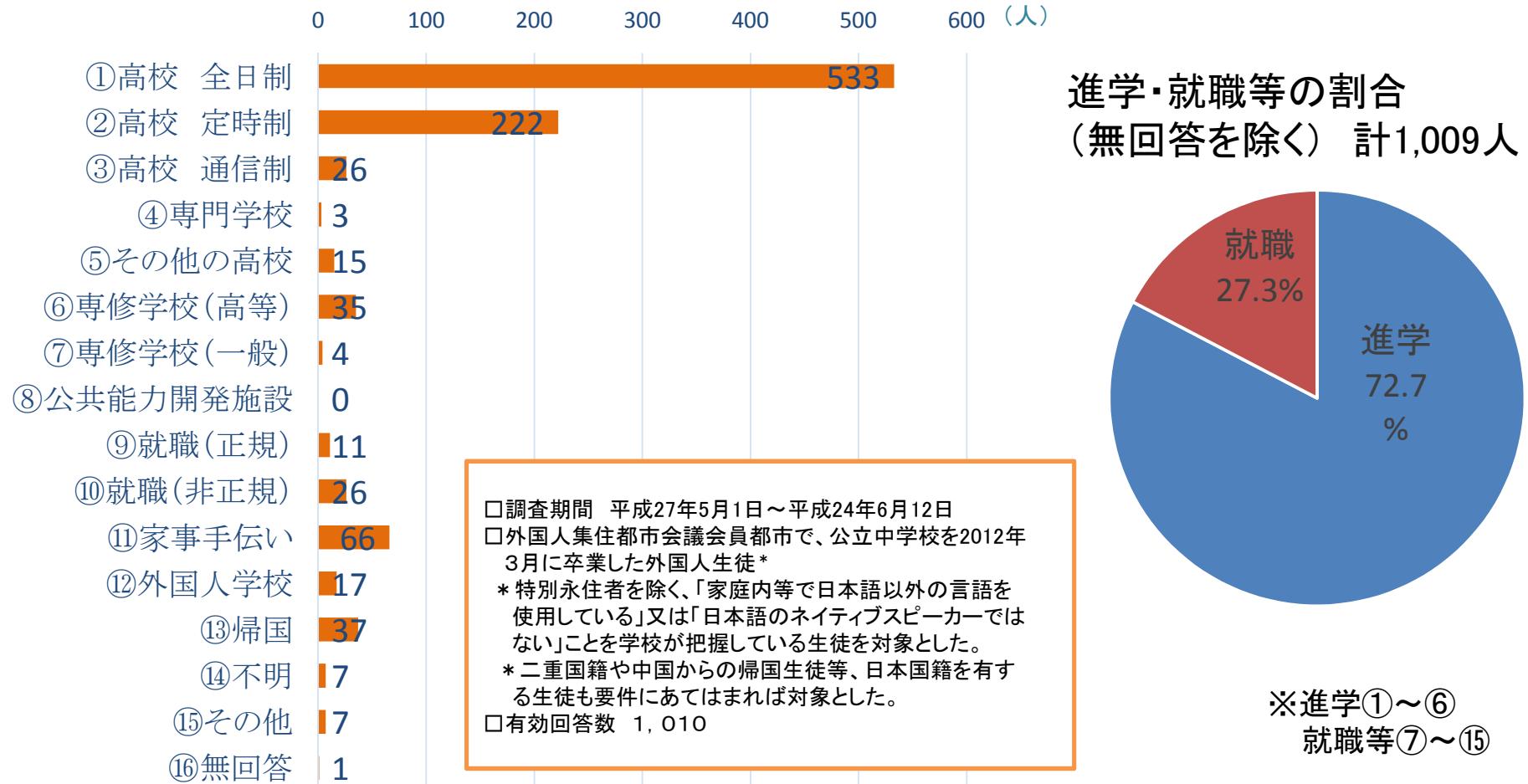
(1) 編入学の出願資格について

帰国生徒については、保護者の転勤に伴う場合と同様に、**保護者の転勤以外の事情により、海外の高等学校へ進学した後帰国した場合**についても、編入学の出願資格を得られるように配慮すること。

文部科学省HPリンク → http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1335059.htm

外国人生徒の中学校卒業後の進路

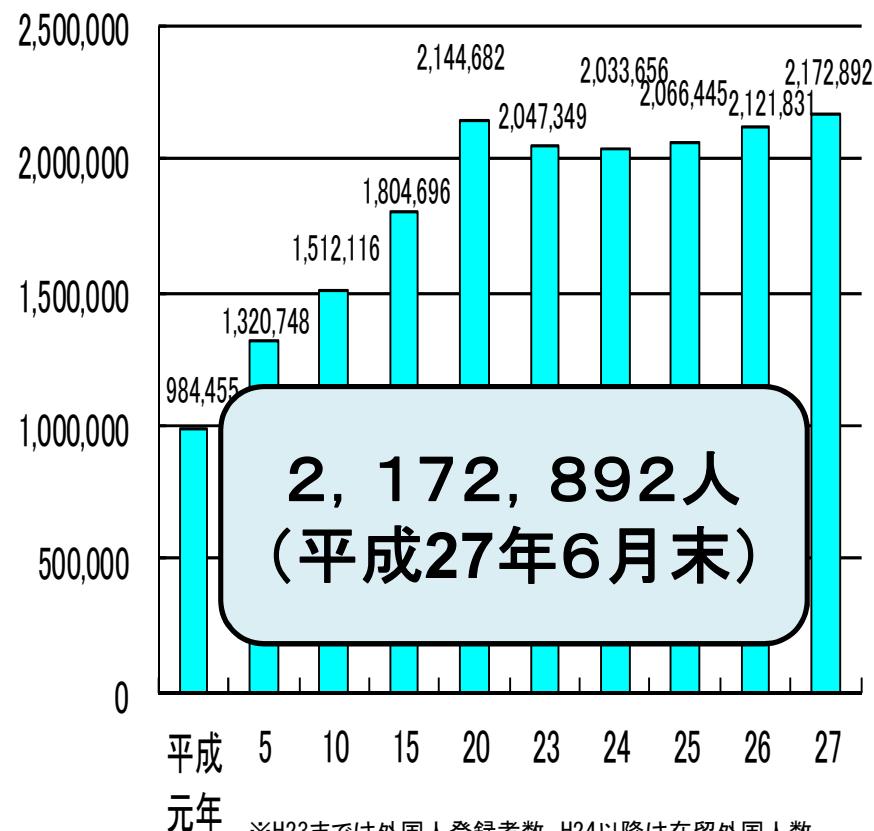
- ・中学校卒業者の約3割が就職している
- ・進学者のうち、約4割は定時制・通信制の高等学校に進学している



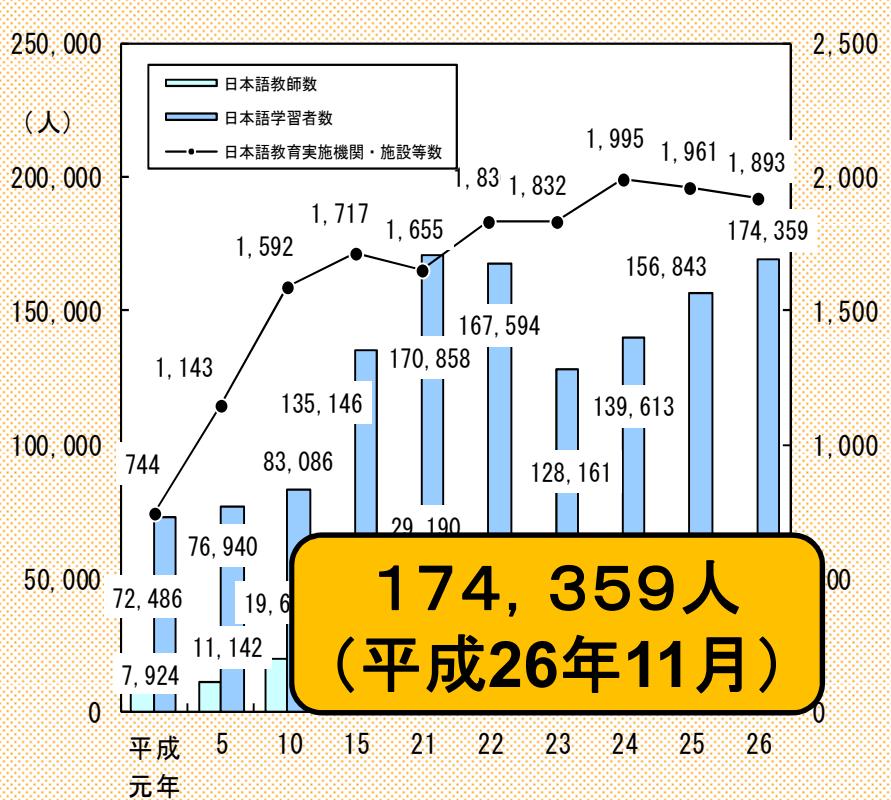
国内の日本語学習者数等の推移

- 平成27年6月末現在で、在留外国人数は約217万人となり、我が国人口の約1.71%を占める。
- 国内の日本語学習者数は、長期的には増加傾向にある。平成23年は東日本大震災の影響等により約4万人減少したもの、平成26年には約17万人で過去最高。

在留外国人数の推移



国内の日本語学習者数等の推移



外国人に対する日本語教育の推進 (平成27年度予算額 208百万円)
平成28年度要求額 211百万円

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、①「標準的なカリキュラム案」(平成22年5月)、②「活用のためのガイドブック」(平成23年1月)、③「教材例集」、④「日本語能力評価」(平成24年1月)及び⑤「日本語指導力評価」(平成25年2月)を取りまとめ。[平成25年度以降、周知・活用を図る。]

また、日本語教育小委員会の下に設置した課題整理に関するワーキンググループにおいて、⑥「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)、日本語教育小委員会において⑦「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」(平成26年1月)を取りまとめ。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための
日本語教育事業

(平成27年度予算額 150百万円)

「標準的なカリキュラム案」等を基礎として、地域の

実情に応じた日本語教育の実施、人材の養成及び教
材の作成を支援

・地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促

しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に

関する地域における連携体制を構築・強化する取組
等を支援

新規

○地域日本語教育スタートアッププログラム

日本語教育のノウハウを有していない自治体に対し、アドバイザーの派遣や人材育成等の支援を実施

○地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し、日本語教育プログラムの編成
やその実施に必要な連携・調整に携わっている者等

条約難民及び第三国定住難民に
対する日本語教育

(27年度予算額 42百万円)

28年度要求額 43百万円

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策

として日本語教育を外部に委託して実施

平成27年度は、新たに定住後の第三国定住難民にとって課題となっている日本語の読み書き能力の維持・向上のため、通信による学習教材及び支援ツールを開発し、定住先の自治体及び支援団体と連携し、運用体制を構築

日本語教育に関する調査及び調査研究

(27年度予算額 8百万円)

○日本語教育に関する実態調査

日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握

するための調査を実施

○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

日本語教育小委員会での11の論点の検討結果を踏まえた日本語教育を推進する調査研究を実施

日本語教育研究協議会等の開催

(27年度予算額 5百万円)

28年度要求額 5百万円

○日本語教育研究協議会

「標準的なカリキュラム案」等を相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックを活用し、東京と大阪で協議会を開催

○都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

地域における日本語教育に係る施策等の企画・立案能力の育成・向上を目的とした研修を実施

○都道府県政令指定都市日本語教育推進会議 新規

今後の連携のあり方等について議論するため、都道府県政令指定都市の担当者を構成員とする会議を開催

省庁連携日本語教育基盤整備事業

(27年度予算額 4百万円)

28年度要求額 4百万円

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

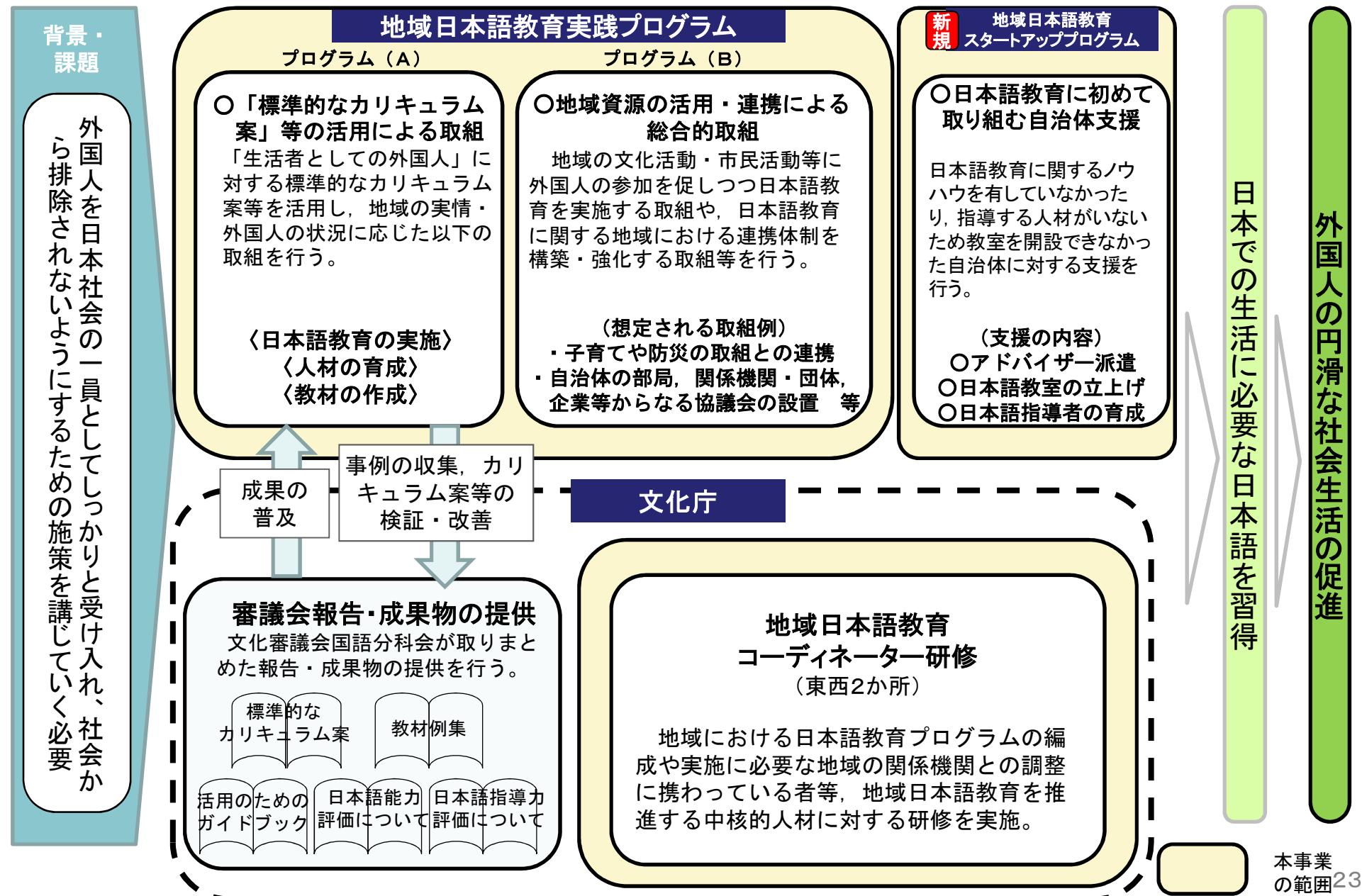
日本語教育に関する教材等のコンテンツを共有し、インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「NEWS」を運用するとともにコンテンツの充実を図る

○日本語教育推進会議

関係府省及び関係機関等による会議の開催を通じて、日本語教育に関する情報の共有化等を図る

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(27年度予算額 150百万円)
28年度要求額 151百万円



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

○平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。

(※日本語教育小委員会は文化審議会国語分科会に平成19年7月に設置。)

日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて「基本的な考え方」を整理。

その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として「11の論点」を整理。

報告書の構成



これまでの検討状況

○日本語教育小委員会において、論点を「検討材料」として調査、ヒアリング等を実施

○日本語教育小委員会以外にも、様々な機会を生かして、関係機関・団体、都道府県・市区町村等から11の論点に関してデータ、意見を収集し、整理。

○平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」を取りまとめ。

現在の検討状況

○論点7「日本語教育のボランティアについて」、論点8「日本語教育に関する調査研究の実施体制について」検討を行っている。

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

- 平成19年7月、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置。日本語教育小委員会では地域における日本語教育の役割分担、体制整備、連携・協力、内容・方法等について検討し、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等を取りまとめ。

日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告) [平成25年2月]

- 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方及びその論点を11に整理。



日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告) [平成26年1月]

- 地域における日本語教育についての意見が多く、地域における日本語教育はボランティアが大きな役割を担っており、自治体における日本語教育の体制について検証が必要で、どのような方策を考えられるか検討が必要。
- 外国人の日本語学習ニーズや日本語学習環境などの詳細なデータ収集・整理が必要といった意見があり、調査研究を関係機関等とどのように連携協力しながら進めるか検討した上で実施することが適切。



- 上記を踏まえ、右記の二つの論点について検討し、中間まとめを作成。

地域における日本語教育の実施体制について 中間まとめ 一論点7 日本語教育のボランティアについて

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 平成27年8月27日

日本語教育ボランティアを含めた地域の日本語教育の実施体制についての考え方や、日本語教育体制の構築事例及びそのポイントについてまとめたもの。

中間まとめの構成

1. はじめに
2. 外国人の受け入れ施策等の状況について
3. 地域における日本語教育の現状と課題
4. 地域における日本語教育の実施体制の考え方について
5. 日本語教育の実施体制のポイント
※ 6つのポイントごとに、特徴的な地方公共団体や日本語教育実施機関・団体の取組を紹介。
6. まとめ

日本語教育に関する調査の共通利用項目について 中間まとめ
一論点8 日本語教育に関する調査研究について

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 平成27年8月27日

外国人の日本語に対するニーズや日本語学習の実態把握を進めるため、地方公共団体との連携・協力による調査体制の在り方について検討し、調査の共通利用項目やその活用についてまとめたもの。

中間まとめの構成

1. 検討の経緯
2. 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の観点、活用方法について
3. 日本語教育の調査に関する共通利用項目（案）
※ 外国人の属性等、日本語学習、日本語能力に関する項目について共通利用項目（案）を作成。
4. まとめ

- いずれも、現在、日本語教育推進会議での報告、都道府県、政令指定都市等への意見照会を行っているところ。
- 今後、意見照会の結果、関係各所からの意見を踏まえ、今期中に年度内に最終報告をまとめる予定。